○須高行政事務組合第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する規則

（令和２年３月27日規則第５号）

改正　令和５年３月29日　規則第10号

改正　令和６年11月１日　規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、須高行政事務組合第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第２号。以下「条例」という。）第２条の規定に基づき、須坂市第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年須坂市条例第27号）第16条の規定により、条例第１条に規定する第１号会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

（報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する基準）

第２条　パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する基準については、須坂市第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する規則（令和元年須坂市規則第20号）の例による。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月29日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年11月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の須高行政事務組合第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する規則の規定は、令和６年４月１日から適用する。